

報 道 資 料

令和3年10月1日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第260号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第222号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年9月30日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：「警察法第79条に基づき苦情処理された文書の苦情申出内容及び処理結果並びに同条第2項ただし書きを適用したもの（平成26年4月～6月分）」のうち、同条第2項ただし書きを適用したもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在について

異議申立人は、本件開示請求のうち、「同条第2項ただし書きを適用したもの」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

異議申立人が開示を求めているものは、警察法第79条第1項に基づき、平成26年4月から6月までの間に、奈良県公安委員会に対して行われた文書による苦情の申出のうち、同条第2項ただし書き（以下「本件規定」という。）を適用し、処理の結果を文書により申出者に通知しなかったものに関する行政文書（以下「本件対象文書」という。）であると解される。

異議申立人は、平成26年4月21日付けで、はがきにより実施機関に対し行った苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）に対し、実施機関から処理結果の通知を受けていないため、本件苦情申出について、実施機関が本件規定を適用したものと推測した上で、本件対象文書が存在するはずである旨主張している。

これに対し、実施機関は、異議申立人は平成26年4月17日に実施機関に対し電話による苦情申出（以下「本件電話苦情申出」という。）を行っており、当該苦情申出の内容は同日に異議申立人が〇〇警察署に電話した際の警察官の応対に関する苦情であり、当該警察官に当該苦情申出があった旨を伝えることを求める内容であったことから、当該警察官に対し本件電話苦情申出の内容を連絡しその処理を終了したものであることから、既に解決済みの事案である旨主張している。

そして、本件苦情申出については、その内容が本件電話苦情申出と同一の趣旨であり、処理済みの案件であったことから、本件苦情申出を、本件規定に基づく苦情には該当しないものと判断し、意見・要望として受理した旨主張している。

本件苦情申出は本件電話苦情申出の後に行われたものであり、その内容が本件電話苦情申出の内容と同一の趣旨であったことを踏まえると、実施機関が本件苦情申出を苦情としてではなく、意見・要望として受理したことについては、特段不自然な点はないものと考えられる。

そして、本件規定は、苦情の取扱いに関する規定であり、苦情が警察事務の遂行を妨げる目的である場合や苦情申立者の所在が不明である場合等、警察法第79条第1項で規定する苦情の申出者に対する処理結果の文書通知義務の例外を定めたものであることから、実施機関が、本件苦情申出を同法第1項に基づく苦情申出と判断しなかった以上、本件規定は適用されないと考えるのが相当であり、実施機関が本件規定を適用した行政文書を作成又は取得していなかったとしても、不自然とは言えない。また、実施機関において該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在する推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求のうち「同条第2項ただし書きを適用したもの」に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

①	開示請求	平成26年	9月	19日		
②	決定	平成26年	10月	2日	付けで不開示決定	
③	異議申立て	平成26年	11月	25日		
④	諮問	平成26年	12月	4日		
⑤	経過	令和3年	3月	24日	第251回審査会	審議
		令和3年	4月	23日	第252回審査会	審議
		令和3年	7月	2日	第253回審査会	審議
		令和3年	8月	3日	第254回審査会	審議